平成２９年（フ）第４８号
富山市呉羽町3076番地１
債務者　米田　和美
１　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
富山市春日17番地
債務者　井田　千晴
１　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
茨城県神栖市大野原１丁目５番21号　伊藤コーポＣ
債務者　三前　秀子
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第３０４号
東京都府中市若松町１丁目５番地の８プリベール宮岡101
債務者　山口　　正
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
岡山市北区駅元町６番21号
債務者　丸山　裕也
１　決定年月日時　平成29年５月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５７号
岡山市南区豊成２丁目６番47号　ヨコヤハイツ11号室
債務者　道田　典幸
１　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１号
栃木県足利市八幡町523番地３　田辺ロイヤルハイツ205号、前住所群馬県邑楽郡大泉町住吉９番21号
債務者　渡邉　泰介
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３２号
栃木県足利市山下町1226番地17
債務者　小菅　将義
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３７４号
東京都あきる野市山田822番地山田ハイツ106号
債務者　森　　寶熱
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３９５号
東京都町田市中町２丁目９番22号スクエアハウス103
債務者　桂川　賢司
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３３号
栃木県足利市南大町373番地
債務者　田中　美穂
１　決定年月日時　平成29年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１０３０号
神奈川県大和市南林間８丁目11番16号　コンフォートビラ中央林間南101
債務者　武井　文吾
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８１号
東京都府中市若松町１丁目24番地の７ヴィレッジ楓Ⅱ―105
債務者　安部　信江
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１６号
東京都国分寺市西元町２丁目９番27号マンションみやじま101
債務者　松崎　茂徳
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０６号
静岡県藤枝市高岡３丁目11番１号　コーポラス高岡101
債務者　丸山　裕恵
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部